

令和8年2月10日

文教経済常任委員協議会会議概要

委員長 小倉 尚裕

副委員長 澁谷 洋子

1 **開催日時** 令和8年2月10日（火曜日）午前9時58分～午前11時14分

2 **開催場所** 第1委員会室

3 **報告事項**

(1) 令和8年第1回定例会提出予定案件

- ①青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- ②青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
- ③専決処分の報告について
- ④専決処分の報告について
- ⑤青森市営共同牧野条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑥青森市八甲田ふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑦青森市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑧青森市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑨専決処分の報告について
- ⑩専決処分の報告について

(2) その他

- ①令和7年度第三セクター経営評価結果及び対応について
(職業訓練法人青森情報処理開発財団)
- ②令和7年度第三セクター経営評価結果及び対応について
(株式会社アップルヒル)
- ③棟方志功記念館建物利活用方針の策定について
- ④事故の報告について
- ⑤事故の報告について

○出席委員

委員長	小倉尚裕	委員	柿崎孝治
副委員長	澁谷洋子	委員	村川みどり
委員	相馬純子	委員	藤田誠
委員	工藤夕介	委員	木下靖

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	工 藤 裕 司	市 民 部 次 長	木 村 久 美 子
市 民 部 長	佐 藤 秀 彦	経 済 部 次 長	横 山 明 典
経 済 部 長	横 内 信 満	農 林 水 産 部 次 長	坂 本 康 人
経 済 部 理 事	工 藤 拓 実	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	角 田 毅
農 林 水 産 部 長	大 久 保 文 人	教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 課 長	小 山 和 紀
浪 岡 振 興 部 長	奈 良 英 文	生 活 安 心 課 長	小 山 内 政 広
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長	武 井 秀 雄	生 活 安 心 課 主 幹	一 戸 健 司
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	泉 宏 明	関 係 課 長 等	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	船 橋 正 明		

○事務局出席職員氏名

議 事 調 査 課 主 査	花 田 昌	議 事 調 査 課 主 事	杉 浦 晃 平
---------------	-------	---------------	---------

○小倉尚裕委員長 ただいまから、文教経済常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は、所管の報告事項に係る質疑応答のため、奈良浪岡振興部長が本協議会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

「令和8年第1回定例会提出予定案件」について、報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないよう、お願いいたします。

初めに、「青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和8年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております「青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、提案の理由についてですが、電気通信事業法の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものです。

改正の内容につきましては、青森市印鑑条例第14条の2において多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について規定しているものでありますが、この条項中の移動端末設備を定義する電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロの規定が改正により第12条の2第4項第3号ロとなりまして、当該条例の参照条項の移動が生じたために条項のずれを改正するものであります。参考までに申し上げますと、ここで記載しております多機能端末機というのが、コンビニエンスストア等に設置されておりますマルチコピー機のことでありまして、移動端末設備というのは、スマートフォンのことであります。

施行期日についてですが、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日、または、この条例の公布の日のいずれか遅い日からとしております。

説明は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 中身は変わらないということですか。条項のずれの改正ということですか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 内容については変更ありません。引用している法律の条文が条ずれを起こしたので、それを改正する内容だけになります。

〔村川みどり委員「分かりました」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。
市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 令和8年第1回市議会定例会に提出を予定しております「青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料を御覧ください。

初めに、「1 改正理由」につきまして、御説明いたします。

高齢化社会の進展により火葬件数が増加しておりまして、火葬に係る維持管理・運営費用も増加していることに対応するため、現在建て替え工事を進めております青森市斎場の供用開始に併せて、平成10年以降、実質据置きとなっておりました斎場使用料について見直しを行うとともに、物価上昇下における市民の葬儀等の費用負担を軽減しつつ、一定の収入が確保できるよう所要の改正を行おうとするものであります。

次に、「2 改正内容」につきまして、順次御説明いたします。

まず、①使用料の額の改定につきましては、平成10年以降、1万5000円と低廉な額に据置きとなっている市民以外の火葬に係る使用料につきまして、現在の指定管理料と火葬件数を基に算定しまして、基本となる額を4万円と定めるものであります。さらに、火葬区分ごとの使用料は、基本とした4万円の額を基に、火葬時間の比率や、他市の使用料の割合を参考として算定したものであります。それぞれの使用料の額につきましては、資料2ページ目の別表において記載しております。

次に、②市民無料の継続につきましては、斎場という施設については市民の誰もが使用する可能性があり、また、使用料につきましては、受益者負担の性質はありますものの、昭和47年の現斎場供用開始から50年以上無料であったという経緯を考慮し、また、市民の葬儀等の費用負担を軽減するため、市民無料を継続することとしたものであります。

次に、③動物火葬の使用料見直しにつきましては、動物火葬は特定の方の利用でありますことから、従来から市民の皆様にも負担いただいているものでありますため、現在の維持管理・運営費用を反映させた使用料として別表のとおり見直しするものであります。また、今後の収入確保のため、青森市斎場におきましても、市民以外の使用を可能とするものであります。

次に、④市民の定義であります。現在の条例において、動物火葬を除き無料となる市民の定義は、青森市斎場においては、死亡者または申請者が市民である場合、浪岡斎園は、死亡者が市民である場合となっております。今後は無料とする市民の定義を火葬区分ごとに整理するものであります。まず、1つに、別表でいうところの、年齢を問わず、死体の火葬については、亡くなられたときに市民であられた方に対して使用料を無料とするものであります。そのほか、死亡者が市民であるとの認定ができない火葬区分である死産児は、その父または母が市民であるとき、埋葬された死体、人体の一部、犬及び猫等は申請者が市民であるときに無料とするもの

であります。このことに伴いまして、改正後に有料となる事例を記載しておりますが、斎場使用料無料という市民の利益を守るため、その条件を明確化し適正化するものと考えております。

次に、⑤その他ですが、別表において、火葬の対象を明確化するために語句の整理を行うものであります。また、今回の使用料改定を含む条例改正につきましては、青森市斎場の建て替えを機としての使用料改定となりますが、火葬に係る維持管理・運営費用について、無料となる区分を除いて、負担いただくとするものであるため、施設更新などに関わりなく一律の使用料であるべきと考えております。

最後に、「3 施行期日」につきましては、新たな青森市斎場が供用開始となります令和8年10月1日でありまして、施行期日前に許可があったものについては、従前の取扱いとする経過措置を設けることとしております。

説明は以上となります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 ちょっと聞きたいことはたくさんあるんですけども、年間でもいいんですけども、これまで市民以外の火葬人数は何人いたんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 火葬件数の内訳についての御質疑であります。令和6年度の市民と市民以外での件数であります。青森市斎場と浪岡斎園の合計で、大人の件数——12歳以上の件数で申し上げますと、大人は市民で3691人、これに対して市民以外が28人。令和5年度、12歳以上の大人の方の火葬ということになりますと、市民が3588人に対して市民以外が30人となっております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 市外の人たちの使用料を4万円とする根拠をちょっと教えてください。事前審査になりますか。

〔藤田委員「事前審査ではない。これを提案する基になる根拠だから」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 でも、そここのところは微妙ですね。

〔藤田委員「いや、提案理由の中に含まれているものだから……」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 4万円という提案をした以上、その根拠というのは明確であるはずなので、質疑ではないと思う。

○小倉尚裕委員長 それなので、そここのところは事前審査に当たるんでないですか。根拠を示せという意味だったら、そここのところは。取りあえず、今、言える範囲で。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 今回、4万円を積算理由としたものであります。新斎場と浪岡斎園の体制の中で維持管理・運営が通年となります令和9年度——令和8年度については10月からの供用になり、それ以前は古い斎場となりますので、新しい斎

場になって、なおかつ、浪岡斎園と同時に稼働させていくというような体制が令和9年度になりますので、その際の指定管理料を令和6年度の火葬件数——火葬時間に換算した件数で割りまして、それから端数を切り捨てた額として4万円を積算したというものであります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ちょっとすみません。県内の他都市の状況、ちょっと教えてもらっていいですか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 担当課から説明させます。

○小倉尚裕委員長 生活安心課長。

○小山内政広生活安心課長 市民部生活安心課であります。県内の他都市の大人の人体火葬の金額を申し上げますと、八戸市が、市民は無料、市民以外は3万3000円。弘前市が、市民は6000円、市民以外は3万円。黒石市が、市民は7000円、市民以外は3万円。十和田市が、市民は5000円、市民以外は4万円。三沢市が、市民は無料、市民以外は4万円。五所川原市が、市民は1万円、市民以外は2万5000円。むつ市が、市民は1万円、市民以外は4万円。つがる市が、市民は1万円、市民以外は2万5000円。平川市が、市民は1万円、市民以外は3万円。

以上です。

〔村川委員「分かりました」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 霊安室についてちょっとお伺いしたいんですが、霊安室の利用要領というのか、どういう方が利用できるのか、今、あちこちの式場にあるんだけど、どういう方が使えるか、ちょっと教えてもらえませんか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 霊安室の使用の仕方についてお答えいたします。本市の葬送習慣でありますと、先に火葬を行う骨葬方式という形でありますことから、式場が併設されているほかの市のように、お通夜が先にあつて、御遺体を翌日に火葬するため一泊する霊安室の使用は、ちょっと想定されないものであります。昨今は多くの葬祭業者が安置室を確保していることも増えてきているということも承知しておりますが、スケジュールとかそういった関係もありまして、火葬直前に必要となるといったことが想定されることから、そういう場合に使用されるといったもので考えております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 行旅死亡人は青森市で対応しているんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 青森市で亡くなられた場合は市で対応するという形になっております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ということは、新しい斎場では保管しておくということですか、霊安室があるから。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 担当課から説明させます。

○小倉尚裕委員長 生活安心課主幹。

○一戸健司生活安心課主幹 生活安心課です。行旅死亡人の場合は、福祉部で火葬申請していただいて、青森市斎場で火葬いたしますが、その場合は葬祭の委託をしている葬祭業者が霊安室も備えておりますので、そちらのほうで保管しつつ、委託料の中でまずやっていただいて、火葬の段階から青森市斎場に持ち込むというような状況であります。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありますか。木下委員。

○木下靖委員 先ほどの答弁で、市民の利用件数が大体 3000 何ぼ、市民以外の方が 30 件前後、率にすると 1%に満たないぐらいなんですけど、市民以外の方の利用というのはどういうケースが多いんですか。市民以外の方が火葬されるケースです。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 ケースとして、絶対数として少ないのは先ほど申し上げたとおりなんですけど、例えば、先ほど申し上げました申請者が——今度、市民の定義を変えますが、例えば喪主さんになる方が市民で、自分の御親族が他都市に住んでいるほかの自治体の住民ですが、青森市の病院で亡くなった場合に、遺体を搬送するのではなくて、先に青森市のほうで火葬してというようなケースなどが考えられるものです。それから、近隣の都市の火葬の事情もありますでしょうけど、仮に近隣のところの火葬がスケジュール的に合わないとなった場合に、当市の斎場に空きがあれば火葬してほしいという希望、そういった申し込みがあれば、市民以外の方の火葬ということになります。

〔木下靖委員「分かりました」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分報告について」報告を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 令和 5 年第 4 回定例会において御議決いただきました青森市斎場整備運営等事業施設整備業務につきまして、変更契約の締結に係る専決処分をさせていただきますので御報告申し上げます。なお、本件につきましては、前回 1 月の文教経済常任委員協議会におきまして、専決処分をさせていただく予定である旨、あらかじめ御報告していた案件であります。

配付資料を御覧ください。

まず、本案件の内容につきましては、「1 業務名称」をはじめ、記載のとおりと

なっております。

次に、「2 変更内容」につきまして、1 つには、物価変動に基づく工事費の増額であります。契約締結以降、建設工事の各細目に係る労務費や建築資材などの物価は上昇を続けておまして、契約相手方の事業者から、契約書に規定する全体スライドを適用したサービス購入料改定の請求があり、協議の結果、契約締結時から請求のあった令和7年5月までの物価変動による影響分について、増額変更を行ったものであります。2 つには、リスク分担に基づく工事費の増額であります。当該事業地の地盤状況が、市の地質調査の情報よりも、くい工事でより増強する必要があったこと、庭園や以前の駐車場の解体工事では、市で把握していた情報では予測できなかった量のコンクリート殻などが地中から確認され、支障となる地中埋設物の撤去を行う必要があったこと、庭園にあったあずまやの屋根スレートにアスベストが含まれていたため、適正に解体及び処理を行う必要があったこと、これらの費用につきましては、契約に係る入札説明書別紙2のリスク分担、官民のリスク分担に基づき、市が負担すべきものとして増額変更を行ったものであります。

次に、「3 契約金額」につきましては、当初の契約金額 28 億 280 万円に対し、変更後の契約金額が 29 億 7766 万 1782 円となり、増額分は 1 億 7486 万 1782 円、率にして 6.24%の増額となります。

変更内容、契約金額につきましては以上となりますが、本件は、市長において専決処分にする事項として、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会からあらかじめ指定をいただいております、変更により増減する金額が変更前の金額の 10 分の 1 に相当する額を超えないものでありますことから、令和 8 年 2 月 4 日、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分により、変更契約の締結をさせていただいたところであり、同条第 2 項の規定に基づき令和 8 年第 1 回定例会に報告することとしております。

説明は以上であります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和 3 年第 1 回青森市議会定例会において御議決をいただきました、(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業につきまして、変更契約の締結に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告いたします。

なお、本件につきましては、前回 1 月に開催された文教経済常任委員協議会におきまして、専決処分をさせていただく予定である旨あらかじめ御報告していた案件であります。

配付資料をお願いいたします。

本事業は、設計・建設に加えて15年間の維持管理・運營業務を一体とした事業契約を締結しており、当初契約からこれまで、建設工事に係る資材などの物価高騰に伴う影響等により、計3回、専決処分による増額の変更契約を行っております。

「2 変更内容」についてであります。 (仮称) 青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運營業務事業契約書における物価変動に基づく改定は、維持管理・運営費、修繕・更新費及び光熱水費の費用について、これら業務ごとに国が定め公表する指標を用い、各業務に係る費用として反映させることと定めております。このたび、各業務の費用につきまして、前回改定時、今回は令和5年度から令和6年度までの指標の変動率となりますが、維持管理・運営費と修繕・更新費が3.84%、光熱水費が7.78%といずれも3%以上の変動が認められたことから、事業契約書に基づき物価変動による契約変更の増額変更を行ったものであります。

次に、「3 契約金額」につきましては、変更前の契約金額116億2326万2879円に対し、変更後の契約金額が117億4633万6126円となり、増額分は1億2307万3247円となっております。なお、当初の契約金額107億7406万3520円と比べますと、増額分は9億7227万2606円、率にしまして9.02%の増額となるものであります。

変更契約の内容につきましては以上となりますが、本件は市長の専決処分事項といたしまして議会からあらかじめ指定をいただいております、変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますので、令和8年1月30日、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分により変更契約を締結させていただいたところであり、同条第2項の規定に基づき、令和8年第1回定例会に報告することとしております。

以上であります

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市営共同牧野条例の一部を改正する条例の制定について」及び「青森市八甲田ふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について」の計2件については、関連がありますので一括して報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和8年第1回青森市議会定例会に提出を予定している青森市営共同牧野条例の一部を改正する条例の制定及び青森市八甲田ふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして、関連がありますので一括して御説明させていただきます。

初めに、「青森市営共同牧野条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

資料を御覧ください。

「1 制定理由」であります。青森市営共同牧野の指定管理者につきましては、青森市八甲田ふれあい施設、いわゆる青森市八甲田憩いの牧場とグルーピングをし、昨年募集、再募集いたしました。応募がありませんでした。この結果を受けまして、当該施設の利用に影響が生じないよう、令和8年度から市直営と管理業務委託の組み合わせにより、施設管理・運営する方向で準備を進めてまいりました。現行の条例では、当該施設の管理を行うことができる者は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき市長が指定するものに限定されているため、直営で管理が行えるよう、条例の一部を改正するものであります。

「2 改正内容」であります。青森市営共同牧野の管理を直営で行えることとするため、所要の改正を行うものであります。

「3 施行期日」につきましては、令和8年4月1日としております。

続きまして、青森市八甲田ふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ただいま御説明いたしました青森市営共同牧野条例の一部を改正する条例の制定についてと同様の制定理由であります。また、改正内容、施行期日も同様としております。

資料の説明につきましては以上であります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 すみません。今、2つの改正条例の説明がありましたけれども、現在の大きな業務内容について教えていただけますか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 初めに、青森市営共同牧野でありますけれども、例年5月から10月まで開牧しております。この開牧期間中に、市内の畜産農家、または市が保有する牛につきましては、この牧野を使って放牧をしています。その放牧している最中の牛の管理または牧草の管理などを行っていただく業務ということとなります。また、青森市八甲田ふれあい施設条例、いわゆる青森市憩いの牧場——合子沢方面にありますけれども、こちらのほうは、センターハウス、そのほか牧場があり、市民利用施設となっております。それらを市民が利用するための使用料の徴収、施設の管理等を行っております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 これまでの業務とは同じで、昔、市で直営でやっていた頃と同じ業務内容でよろしいか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 業務内容は基本的に同じであります。今、基本的にとお話ししたのは、センター施設でレストランをこれまで運営しておりましたけれども、そのレストランの運営方法を今後少し考えていこうということで、当面は利用者の休憩施設として皆さんに使っていただこうと考えております。それと、ラジ

コンカーのコーナーがありますけれども、これも施設のほうはかなり劣化が激しいので一時利用を一時休止しようと考えておりますが、それ以外は、従前と同様の施設であります。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 これに関わる当初予算の要求は、審査じゃないけれども、予算要求しているかしていないかだけだといいいね。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 昨年度、指定管理者の募集を行った際の積算に加えまして、改めて直営するに当たって必要な経費等を盛り込んで、次の議会のほうに御提案したいと考えております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 次の議会。

〔大久保文人農林水産部長「令和8年第1回定例会です」と呼ぶ〕

○藤田誠委員 まだ告知ないからね。ありがとうございます。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

〔大久保文人農林水産部長「委員長、すみません」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 先ほど、ラジコンカーのコースを一部休止すると言いましたが、失礼いたしました。パターゴルフのコーナーを一部休止いたします。

以上です。

○小倉尚裕委員長 次に、「青森市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和8年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております「青森市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

初めに、「1 制定理由」であります。国におきましては、令和7年2月に発生いたしました大船渡市林野火災を受けまして、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとし、各都道府県に対しまして、「令和7年大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の林野火災対策の推進について」を通知したところであります。当該通知におきましては、「各市町村の火災予防条例において、林野火災注意報又は林野火災警報が位置付けられた場合には、各市町村の火入れに関する条例において、林野火災注意報及び林野火災警報が発令された際の対応を明記すること」とされたところであります。これを受けまして、青森地域広域事務組合におきましては、青森地域広域事務組合火災予防条例を改正する予定とされているところであります。また、青森市火入れに関する

条例につきましても別途条例——先ほど申し上げました青森地域広域事務組合火災予防条例による注意報等が発せられた際に火入れの制限を行えるようにする改正を行うものであります。

次に、「2 改正内容」であります。本条例のうち、第13条に関する事項について次のとおり改正を行うものであります。1つに、別途条例において林野火災に関する注意報が発せられた場合にも、火入れの許可期間中であっても、火入れを行わせない旨を規定すること、2つに、火入れの実施中に、別途条例において林野火災に関する注意報が発せられた場合にも、速やかに消火させる旨を規定すること、3つに、その他字句の修正、語句の修正となります。

次に、「3 施行期日」であります。令和8年4月1日としております。

説明は以上であります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和8年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております「青森市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

初めに、「1 制定理由」であります。卸売市場法の一部改正に伴いまして、青森市中央卸売市場における指定飲食料品等の取扱品目等の公表について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

「2 改正内容」であります。卸売市場法の一部改正に伴いまして、青森市中央卸売市場においては、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に定めます指定飲食料品等の品目、指定飲食料品等の費用の指標、飲食料品等事業者等の努力義務に関する措置の事項について公表することが義務づけられましたことから、インターネット等により公表することについて規定するものであります。

「3 施行期日」につきましては、令和8年4月1日としております。

説明は以上であります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 ちょっと分からないので教えてほしいのですが、指定飲食料品等というのは、どういうのがあるのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 何を指定飲食料品にするかにつきましては、今現在、協議会の中で作業部会を設け、協議を進めているところであります。現在、作業部

会が設置されておりますのが、牛乳、豆腐・納豆、米、野菜の作業部会が設けられておりますので、これらについて指定飲食物品として協議されている段階であります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それは国においてやられているということですか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 国におきまして、適正な価格形成に関する協議会というのが設けられておりまして、当協議会の中の作業部会で検討が進められているところであります。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 専決処分について御報告申し上げます。

本事案につきましては、令和7年6月12日に開催されました文教経済常任委員会において御報告申し上げたところですが、相手方との和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について、令和8年第1回市議会定例会への報告を予定しておりますので、その概要について御説明いたします。

資料を御覧ください。

事故の概要につきまして、令和7年5月26日月曜日午後0時10分頃、アウガ駐車場4階において、現場確認のため教育委員会事務局総務課の職員が公用車を運転し、6階から1階出口への移動中、駐車していた相手方車両の前を通過した際に、相手方車両が前進したことで、公用車はこれを避けきれず車両左後方に追突され、公用車のリアバンパー及び相手方車両フロントバンパーが損傷したものであります。なお、相手方及び職員の双方にけが人はありませんでした。

この事故における過失割合につきましては、双方協議の結果、市3割、相手方7割とし、市は相手方に対し、相手方の車両修理費用7万609円のうち2万1183円を支払うことで合意し、合意内容について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和8年1月9日に専決処分し、同日示談が成立しております。

教育委員会では、これまでも公用車の運転について細心の注意を払うよう、職員に対し周知してきたところですが、改めて、安全運転・安全確認の徹底を呼びかけ、事故防止に向けて努めてまいります。

以上であります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 専決処分について御報告申し上げます。

本事案につきましては、令和7年12月11日に開催されました文教経済常任委員会において御報告申し上げたところですが、相手方との和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について、令和8年第1回市議会定例会への報告を予定しておりますので、その概要について御説明いたします。

資料を御覧ください。

事故の概要につきましては、令和7年11月28日金曜日の午後1時15分頃、浜館小学校の敷地内、配置図赤印の箇所において、冬期間、体育館の屋根雪の落下位置を示すために設置していた高さ約2メートルのポールが強風により倒れ、授業参観のため来校した保護者所有の車両に当たり、運転席側ドアを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に車両修理費用として17万円を支払うことで合意し、合意内容について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和8年1月30日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

事故後の対応につきましては、学校施設の安全対策として、小・中学校長会において当該ポールと同等の対応を行っている学校に対し、安全な代替物への変更をお願いしたほか、令和7年12月5日付で冬期間における落雪等対策に係る通知を发出したところです。

教育委員会といたしましては、引き続き、学校施設における安全確保に努めてまいります。

以上であります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 最後のところに、安全な代替物への変更と記載があったんですけども、現在はもう対応なされているのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 今は交換されております。

○小倉尚裕委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 以上です。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上で、令和8年第1回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「令和7年度第三セクター経営評価結果及び対応について(職業訓練法人青森情報処理開発財団)」及び「令和7年度第三セクター経営評価結果及び対応について(株式会社アップルヒル)」の計2件については、関連がありますので一括して

報告を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 令和7年度第三セクター経営評価結果及び対応につきまして御報告いたします。

本市では、平成22年10月に策定した青森市第三セクターに関する基本方針におきまして、第三セクターの経営状況及び経営評価の結果を毎年度定期的に議会に対して御報告することとしております。

本常任委員協議会への報告の対象となる法人は、経済部所管の職業訓練法人青森情報処理開発財団及び浪岡振興部所管の株式会社アップルヒルの2つの法人となっております。

それでは、まず、経済部所管のあおもりコンピュータ・カレッジを運営しております職業訓練法人青森情報処理開発財団について御報告いたします。

お手元の資料「令和7年度第三セクター経営評価結果及び対応について」を御覧ください。

本資料につきましては、今回の経営評価を踏まえ、今後の法人の取組や経営戦略プランの取組状況、市の関与についてまとめたものであります。

「1 令和7年度 経営評価」を御覧ください。

経営評価における評価項目につきましては、目的適合性などの6項目とし、第一次評価を当該法人が、また、第二次評価を当局が、第三次評価を外部有識者で組織する青森市第三セクター経営評価委員会が、それぞれ「概ね良好」、「改善の余地あり」、「大いに改善を要する」の3段階で評価しております。

当該法人は、第一次・第二次・第三次評価いずれも、財務の健全性につきまして、「改善の余地あり」と評価したところであります。評価の理由であります。財務の健全性につきましては、財務基盤の安定に向け、継続して個別経費について抑制を図ってきたものの、大雪の影響によります除排雪経費の増加等により赤字となったことから、改善の余地ありと評価しております。

次に、「※参考 令和6年度決算」を御覧ください。

当該法人の令和6年度当期損益はマイナス212万8000円となり、単年度では損失を計上しております。一方、累積損益は4億3846万7000円の黒字を維持しており、正味財産も十分に確保されていることから、現時点において、事業運営の継続性に直ちに影響を及ぼすものではないと認識しております。また、市からの収入は35万2000円、経常収益に占める割合は0.27%となっております。

次に、「2 第三セクターの対応」につきましては、令和4年度に策定した経営戦略プランに基づき、e s p o r t s クリエイト専攻でのeスポーツ大会の開催などを通じた当法人のPRに加え、高校訪問体制の拡充など、効果的な学生募集策を強化しております。

このほか、約2600名の卒業生のネットワークを活用したPRや、AI分野やウェブデザイン系授業の強化に取り組むとともに、法人の魅力向上及びPRの強化に努

めており、引き続き、安定的な入学生の確保を最重要課題と位置づけ、自主財源である授業料収入の確保を通じて財務基盤の黒字安定化に努めることとしております。

最後に、「3 市の対応」について御覧ください。

本市といたしましては、当該法人が地域におけるICT系職業訓練機関として、低廉な授業料と充実した訓練環境の下、地域ニーズを踏まえた情報処理分野の人材育成を行い、地元企業への高い就職率を維持するなど、地域経済の活性化に大きく貢献しているものと評価しております。

今後、当該法人が学生募集を中核とした財務基盤の強化や、このたびの経営評価を踏まえ、資産運用規程及び債権管理規程の整備による法人運営基盤の強化を進めるに当たり、市として必要な助言や情報提供を行うとともに、令和8年3月策定予定の経営戦略プランにこれらの取組が適切に整理されるよう意見を申し上げ、同カレッジが安定的かつ持続的に運営されるよう、引き続き、指導等を行ってまいります。

法人の概要、経営評価の詳細につきましては、後ほど、お手元の参考資料を御覧いただければと思います。

経済部所管分の報告は以上であります。

○小倉尚裕委員長 次に、アップルヒルについて。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 浪岡振興部が所管します株式会社アップルヒルについて御報告いたします。

お手元の資料、「令和7年度第三セクター経営評価結果及び対応について」を御覧ください。

まず、「1 令和7年度 経営評価」につきまして、当法人の評価結果は、第一次、第二次、第三次評価のいずれも目的適合性から自立性までの6つの評価項目全てにおいて「概ね良好」となっております。

次に、「※参考 令和6年度決算」を御覧ください。

当法人の令和6年度当期損益は1063万1000円、累積損益は1億235万4000円となっております。

また、市からの収入といたしましては、道の駅なみおかの管理運営に係る指定管理料の425万4000円で、営業収益に占める割合は1.0%となっております。

次に、「2 第三セクターの対応」につきましては、「取組状況」の項目を御覧いただきたいと思います。

令和7年度は、物販部門での新たな取組としまして、通信販売事業者を招致して日用雑貨や小型家電等の催事販売を行い、これまでとは異なる客層へのアプローチを強化いたしました。また、こみせ横丁においては、ニーズの変化を踏まえたテナントの入替えを実施したことにより、より魅力的な店舗構成への再編を図ったところであります。これらの取組により、道の駅全体の売上拡大と集客力の強化につながる成果を得ることができました。

今後につきましても、引き続き、集客イベントや店舗以外での販売を強化していくほか、リンゴを核とした生産から加工、流通、販売までを一体的に行う六次産業化の取組について検討してまいります。

最後に、「3 市の対応」につきましてもは、集客数をさらに増加させる取組を支援するほか、経営戦略プランに沿った事業の進捗管理、検証を行いながら健全な組織運営が図られるよう指導してまいります。

法人の概要、経営評価の詳細につきましては、後ほど、お手元の参考資料を御参照ください。

報告は以上であります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 ちょっと、財務状況について。これは基本情報シートの6ページです……

○小倉尚裕委員長 藤田委員。コンピュータ・カレッジのほうですよ、今の質疑。2件あるので。

〔村川みどり委員「カレッジかアップルヒルか」と呼ぶ〕

〔藤田誠委員「カレッジのほう」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 カレッジのほうの基本情報シート6ページです。外部監査、これは、第三セクター、カレッジのほうの外部監査制度の導入状況がなしとあるんだけども——ちょっと待って。これ、アップルヒルだ。別の資料を見ていた。こっちか。情報処理開発財団の6ページ、外部監査のところ、何ページだっけ。さっき見て、外部監査制度の導入状況のところにはなしとあるんだけども、その理由というのとは何か。導入しない理由。

○小倉尚裕委員長 経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 しないと言うよりは、定期的に市のほうの監査を受けておりますので、特段、外部のほうの監査というのは、今現在は受けていないものです。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 あと、もう1つ。こっちか。基本情報シートの6ページ。ごめんなさい。チェックしたやつが行方不明になりました。後でまた、ごめんなさい。いいです。

○小倉尚裕委員長 藤田委員、いいですか。

○藤田誠委員 いいです。行方不明になってしまいました。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「棟方志功記念館建物利活用方針の策定について」報告を求めます。教育委

員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 「棟方志功記念館建物利活用方針の策定について」御説明申し上げます。

教育委員会ではこれまで、令和6年3月に閉館した棟方志功記念館建物の利活用について、有識者から成る棟方志功記念館建物利活用意見聴取会議において、御意見を伺いながら検討を進めてまいりましたが、今般、本利活用方針を策定しましたことから、その概要について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

棟方志功記念館建物利活用方針です。

1ページと2ページは、棟方志功記念館建物利活用の基本的な考え方を整理しております。

1ページ下段を御覧ください。

閉館した棟方志功記念館の建物をリノベーションすることにより、子どもを中心とした市民・観光客が地域に根差した文化芸術を学ぶ場を確保し、版画文化の継承を進めたいということ。

2ページ下段を御覧ください。

画伯を介し生まれる交流人口や関係人口の増加と、それらの方々を巻き込んでの地域人材の育成や地域の活性化を目指すことをまとめています。

3ページを御覧ください。

施設整備全般につきましては、来館者が安心して館内で過ごすことができるよう、アスベストの除去、必要な設備更新、通路やトイレのバリアフリー化などを行うことをまとめています。

また、施設の名称については、本市の名誉市民第1号である画伯に敬意を表し、施設の名称は画伯の名前を残すこととしており、具体は今後検討することとしております。

4ページを御覧ください。

棟方志功記念館建物の利活用については、5つの学びとして整理し、画伯の顕彰を軸にした学びと体験の場を提供したいと考えています。

5ページを御覧ください。

1つ目は、志功を観る。動画上映などビジュアルによる名誉市民棟方志功画伯の功績を体感する場としたいと考えております。

6ページを御覧ください。

2つ目は、志功を知る。作品や年表の展示など本物の芸術作品の鑑賞や棟方志功画伯の生き方を学ぶ場としたいと考えております。

7ページを御覧ください。

3つ目は、志功を体験する。ワークショップなど版画や裏彩色など作品制作を体験できる場としたいと考えております。

8 ページを御覧ください。

4 つ目は、わだば志功になる。子どもの作品展示や子どもによる展覧会の企画など版画等に親しみ、創造力やコミュニケーション能力を育む場としたいと考えております。

9 ページを御覧ください。

5 つ目は志功を想う。画伯の直筆書簡を基に整備された庭園を活用し、棟方志功画伯を想い、語り合う場としたいと考えております。

10 ページには、参考として利活用イメージの平面図を掲載しております。

今後につきましては、本方針に基づき、来年度以降、建物改修に係る設計等を実施し、できるだけ早く新しい施設を開館できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 3 ページなんですけれども、新設備全般についてのところの通路やトイレのバリアフリー化です。多分、段差を解消するという中身だと思うんですけども、視覚・聴覚の障害のある子どもたちに対応するためにも、点字ブロックだったり点字だったり、それから、聴覚の人のためには文字情報だったり、そういうところもお願いしたいなと思いますので、御検討方よろしく申し上げます。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 今後、設計をやる中で検討してまいります。

〔相馬純子委員「よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 教育委員会所管の普通財産である旧青森市民美術展示館で発生した落雪による事故について御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の概要についてであります。令和8年1月27日に、配置図の赤い印で示している事故発生場所において、施設の東側壁面に設置されている換気口のフードの上に積もった雪が、隣接する駐車場に駐車していた車両に落下し、当該車両の天井及びリアワイパーが破損したものであります。

教育委員会では、駐車場を管理している株式会社日専連ホールディングスからの報告を受け、事故翌日、現地確認を行ったところ、当該事故につきましては、1月21日からの降雪により換気口フードの上に雪がたまり、その雪が車両天井及び立てられたワイパーに落ちたことが原因と考えております。

現在、当該事故相手方の社用車の被害状況等を調査するとともに、本市が加入し

ております保険の適用内容を確認するなど、示談交渉に係る作業を進めているところでもあります。

教育委員会では、施設と駐車場の距離が近いことから、以前より施設屋上の除雪を定期的に行っており、当該駐車場管理者に対しても、積雪が多い際には施設から距離を離して駐車いただくようお願いしていたところではありますが、今後は、このことに加え、リアワイパーを立てず可能な範囲で距離を離して駐車いただくことも併せてお願いし、了承いただいたところでもあります。

教育委員会といたしましては、引き続き、所管する施設における事故防止に努めてまいります。

以上であります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 小学校敷地内の樹木からの落雪による事故について御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の概要についてであります。令和8年1月27日火曜日午前、戸山西小学校の敷地内、資料配置図の青印の事故発生場所において、松の木から雪が落ち、真下に駐車していた職員の車両に当たったことで車両前方部分が損傷したものであります。

教育委員会では、学校からの報告を受け、事故発生場所を立入禁止とし、現地確認を行いましたところ、当該事故の発生については、1月下旬の豪雪により樹木に大量の着雪があったことが原因と考えております。

今後につきましては、当該事故相手方の自家用車の被害状況等を調査するとともに、保険の適用内容を確認するなど示談交渉に係る作業を進めているところでもあります。

教育委員会では、令和7年12月5日付で、全小・中学校に対し、落雪の可能性がある箇所近づかないように注意喚起を行うとともに、通学時や校舎外の活動時における動線において危険箇所がある場合は立入りを禁止するためのコーンを設置するなど、学校施設の安全確保を徹底するよう周知していたところですが、今般の豪雪を踏まえ、対策を徹底するよう改めて周知を行い、今後の再発防止に努めてまいります。

以上であります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 学校関係者なのか、来校者なのか、どちらですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 学校関係、事務職員であります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ここはふだんから止めている場所であったということですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 そのとおりです。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 すみません。先ほどの議会提出予定案件の斎場条例の一部を改正する条例の制定について、委員から御質疑いただいた内容に御答弁申し上げましたが、その内容に一部訂正と補足がありますので、よろしいでしょうか。

○小倉尚裕委員長 どうぞ。

○佐藤秀彦市民部長 まず、村川委員から、市民と市民以外の火葬の件数ということで、大人——12歳以上の件数を先ほど申し上げましたが、先ほどの数字が青森斎場のみとなっておりますので、青森市斎場及び浪岡斎園を合算した数字で改めてお答えさせていただきたいと思えます。

令和6年度につきましては、12歳以上の大人の火葬、市民が4163件、市民以外が58件、合計で4221件になります。そのさらに前の年——令和5年度におきましては、市民が4111件、市民以外が48件で、合計で4159件となっております。

加えまして、木下委員から御質疑がありました市民以外というものの考え方について、例えばどういうものがあるかという説明をいたしました。まず、市民以外というのは、文字どおり市に住所を有する方以外ということになりますが、先ほど、他の自治体にお住まいの方で、そちらでの火葬のスケジュールとかが合わなくて、青森市にある斎場・斎園を使う場合は市民以外の利用ということで申し上げました。また、医療機関の話をしたんですが、例えば、市外の医療機関で亡くなられた方及びその申請者ともに市民以外であれば市民以外という扱いです。といたしますのは、先ほど資料にもありましたが、青森市の斎場につきましては、亡くなられた方が市民もしくは申請者が市民の場合もこれまで無料となっていたというところがありますので、先ほど言ったように、喪主になる方とか、仮に申請された方が青森市民であれば、これまで無料でした。そちらは青森市斎場のみでそういった取扱いになっておりましたので、浪岡斎園と併せまして、市民という定義を整理いたしまして、今後、条例の改正後におきましては、市民というのはあくまで市内に住所を有する方、そして亡くなられた方が市民の場合というように整理しようとするものであります。

以上であります。

○小倉尚裕委員長 委員の皆様から御意見等ございませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 長島小学校での落雪でガラスが 23 枚破損したという今日の朝刊の記事について、ちょっとお聞きしたいんですけども、1月31日に窓ガラスの破損に気づいたと。その後、体育館に向かって巻き込むように雪庇がせり出して、2月4日の午後に合計 23 枚の体育館のガラス窓が破損したというふうにあるんですけども、この写真を見るとかなりの雪庇になっています。

私が学校にいたとき、校舎から雪庇がこのようにせり出しているときは、毎日のように雪庇を事務の方を中心に落としていました。聴覚に障害があるので、その音が聞こえにくいということもありますので、ここまでするまで放置していたということが、私から見るとかなり危険度が高いのに、こうなる前に対応できなかったのかということと、それから、1月31日に窓ガラスの破損に気づいて、市教育委員会が状態を確認しにいらっしやっています。修理のために業者を手配した。これ、きっと窓ガラスだと思うんですけども、そのときの雪庇はこのままだったと思うんです。この対応について、この雪庇についてどうにか対応できなかったのかなと思うんですけども、いかがですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 御紹介のあった最初の被害の際、私が当日、長島小学校に行って体育館の2階に上がって内側から見ましたけれども、雪庇の厚さが1メートル以上あるすごい厚い雪庇が、巻き込んでいる状態で、ちょうどこの上の写真の状態です。すごい状態で、もう機械ではどうにもならないし、上に上がって雪庇を下ろすということができないようなぐらい厚い雪庇でした。ということで、事前というか分かった段階でも落とすことはちょっと難しかったのかなということでもあります。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 それはきっと、そうなる状態の前に対応すべきだったと思うんです、雪庇が育つ前に。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 ただ、厚さが1メートル以上ある雪庇が下りてくると、なかなか。薄い状態で下りてくるのであれば、ある程度棒で突けば対応できると思うんですが、1メートルの厚い雪庇というのは難しかったというふうには思っております。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 学校の安全管理って、この豪雪の時期は毎日行うことが基本だと思うんです。子どもたちがいるときは特にそうだと思うんですけども、やっぱりその対応が不可能になる前に対応しないと、今の雪の降り方ですので、こうなる可能性は非常に高いと思うんです。体育館も使用困難になるのかな。足場を組む処置が必要なので、早期の修繕は困難ということなので、結局子どもたちの不利益にな

と思うので。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 被害があるのが2階のギャラリーですので、そこに今、板を貼っている状態で、体育館自体は使える状態になっています。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 体育館が使えるとしても、そのような状況でかなり寒いと思いますので、子どもたちの不利益にもなると思うので、ここを教訓として早めの対応を、教育委員会も大変だとは思いますが、毎日のようにしていただきたいなと思います。

以上です。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 昨日、堤小学校の給食のパンを運ぶトラックが雪に埋もれて、そして先生たちが救出に行き、パンを運ぶから自習していなさいというような状況になったということなんですけれども、その辺は把握しているのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 堤小学校については、ちょっと私は直接聞いていないですが、ほかの学校でも実はいろいろスタックが発生して、その都度、道路維持課に重機を派遣してもらって解消したりとか、あとは学校にお願いして解消したりとかということで、給食に間に合わせるよう頑張っているところです。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 もう1件あって、浪打小学校も昨日、先生たちが給食を手で運んでいたというような情報も寄せられました。そこも把握しているのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 浪打中学校は……

[村川みどり委員「浪打中学校ですか」と呼ぶ]

○泉宏明教育委員会事務局理事 道路が悪くて除雪がされてなくて、通常配送ルートから配送車が入らなかったのが、正面玄関——子どもたちが入るところに車をつけて、そこから手伝ってもらって運んだということになっております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 こういうふうに関わるところに影響が出ていて、先週も給食を運べないから休校になったということもあるらしいので、やはりちょっと何らかの対応が必要だし、学校教育にも大きい影響が出ているということだと思うので、早急な対応が必要かなというふうに思っています。

以上です。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 雪害、大雪、あとは今、気温が上昇してきました。通学路のほうの雪庇、それから屋根雪というのがかなり目立っていて、この間まで落ちなかった

やつも今回また落ちる可能性というのが出てきていると思うので、子どもたちは多分、前回落ちていないので安全かなと思って、特に低学年の子どもたちはその下などを歩く可能性があると思うんです。

それから、融雪溝・流雪溝もあって、今、もう雪を投げるために一日中口を開けています。そこで、ゴーツと音がしていると、子どもたちは興味を持ってのぞく可能性もあるし、物、かばんとか落とす可能性もあるので、そのところをすごく注意していただきたいというのと、もしも、クロームブックを子どもたちは持っているので、雪庇が落ちたときはすごく強力で危険だということとか、流雪溝に落ちたときにどうなるかというのを授業の中でやっていただければいいんじゃないかなと思います。

それから、つららが最近ちょっと溶けてきたので、うちらが子どもの頃はつららって普通に落としたりしていんですけれども、今の子どもってつららって珍しいと思うんです。なので、そこに近づいていって、そのまま落雪する可能性などもあるので、その辺、大人の感覚と子どもの感覚って多分違うと思うので、そこを子どもたちに分かってもらうように説明をしていただけないかなという思いがあります。

それから、学校の通学路の中でも、今日ちょっと油川のほうで言われたんですけども、羽州街道——西田酒造さんのところに出てくる道路なんですけれども、そこに1回も除雪が入っていないということで、ほかのところより30センチメートル高くなっています。今、溶けてくると、子どもたちがそこを通過して、車も通るので、すごく危険だと思うので、一応、学校が始まる前には、羽白のほうのスクールゾーンというのは小学校のほうの依頼でやってくれたと聞いているんですけども、この羽州街道のところ——伝馬町というところになるんですけども、踏切でいけば、新城街道踏切というところになるんです。そのところを除雪していただけないかなと思います。

それと最近、JR津軽線の列車が雪に突き込んで30分以上開かずの踏切になったんです、日中。だから、子どもたちはそこをくぐっていいのか、ダメなのか。大人の人たちはやっぱりくぐってしまってしまいうんですけれども。今日もまだそうなっていましたので、そのところもちょうと子どもたちに教えてもらえないかなというところがあります。

あと、沖館の中通りのほうも道路が狭くなっていて、雪庇が落ちる危険があるので、そのところを学校のほうでも注意して見ていただけないかなと思いますので、これから雪解けが始まってくるので、本当にあの雪庇、先ほどの話もあつたように、すごい塊が一般家屋にいっぱいついていまして、それが落ちたときの対応とかを、市と教育委員会中心に一緒に相談していただけないかと思います。

それから、雪捨てということで、油川中学校では市民の雪捨て場みたいな感じで一応開放して雪を捨てているような形になっていますので、それはいいことだと思うので、ほかの地域でもそういうのがあれば、またやっていただけないかということ

と、油川の国道 280 号、西田酒造さんがあるところの交差点って、すごく危険なんです。西田商店さんの好意で、西田商店さんの敷地を通らせていただくような形になっているので、もしもそういうふうな形でできる場所があったらお願いをして、子どもたちが危険のないようにしていただければいいなと思いました。

以上です。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 それでは、以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。これにて、本日の協議会を散会いたします。

(会 議 終 了)